

重要事項説明書

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションみかん
所在地	松山市久万ノ台1206番地2
連絡先	TEL 089-923-8138 FAX 089-923-8150
管理者名	濱田 覚
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	3860191075号
通常の事業の実施地域	松山市 伊予市 東温市 松前町 砥部町 (島嶼部及び特定農山村法、山村振興法指定地域を除く) 今治市 (旧菊間町、旧大西町のみ)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9時00分～17時30分
定休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始(12月30日～1月3日)

※営業日外、営業時間外での利用をご希望される場合は相談下さい。

※緊急対応を希望されている利用者様については24時間365日対応とします。

(3) 職員の職種、員数及び職務内容

●管理者 看護師1名

管理者は、ステーションの看護師等の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、(介護予防)訪問看護計画書等の書類の作成に関し、必要な指導及び管理を行い、行政・医療・福祉サービスとの連絡調整等を含めて、管理者としての責任を全うします。

●看護職員 12名(常勤12名内1名は管理者兼務)

かかりつけの医師の(介護予防)訪問看護指示書に基づき、(介護予防)訪問看護計画書を作成し、誠意ある看護サービスを提供します。また、(介護予防)訪問看護実施後は、速やかに(介護予防)訪問看護記録書を作成し、管理者に報告します。

●理学療法士 12名(常勤11名、非常勤1名)

作業療法士 9名(常勤9名)

言語聴覚士 5名(常勤5名)

管理者の指示に従い理学療法、作業療法、言語療法の必要な利用者に対し、適切なリハビリテーションを提供し記録します。

(4) サービスの内容

- 病状の観察（病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍などのチェック）
- 療養上のお世話（身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導）
- 医師の指示による医療行為（主治医の指示に基づく医療処置）
- 医療機器の管理（在宅酸素、人工呼吸器などの管理）
- 床ずれ予防・処置（床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て）
- ターミナルケア（がん末期や終末期などでも、自宅で過ごせるよう適切なお手伝い）
- 在宅でのリハビリテーション（拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練等）
- 認知症ケア（事故防止など、認知症介護の相談・工夫をアドバイス）
- ご家族等への介護支援・相談（介護方法の指導ほか、さまざまな相談対応）
- 介護予防のため低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス

2 事業の目的・運営方針

(1) 目的

ご契約頂いた利用者様に対し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

- ① かかりつけの医師が(介護予防)訪問看護の必要性を認めた居宅要介護者及び要支援者等に対し、より快適な在宅療養が図れるように努力します。
- ② かかりつけの医師との密接な連携のもとに利用者の個々の看護目標を設定し、身体機能の維持・回復が図れるように計画的に行います。
- ③ 利用者に理解しやすい言語、方法で行い、懇切丁寧に指導します。
- ④ 常に医学の立場を堅持し、また医学の進歩に対応できるように技術の向上に努めます。
- ⑤ 利用者の病状及び心身の状況、日常生活や家庭環境の的確な把握に努め利用者またはその家族に対し適切な指導を行います。
- ⑥ 関係市町村、医療・福祉サービス等との連携を密にし、利用者に快適な生活環境を用意できるように努めます。
- ⑦ 医学の立場を堅持し、特殊な看護は行いません。
- ⑧ 現在の理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり看護師の代わりに理学療法士等が訪問を行います。

3 緊急時における対応方法

(介護予防)訪問看護を実施中に、利用者の病状及び心身の状態が急変、そのほか緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を行うこととします。

4 事故発生時の対応について

(介護予防)訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うように致します。

5 利用料金

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とします。

(1) 介護保険利用料金

サービス提供内容		料金(1割の場合)	
		訪問看護	介護予防訪問看護
看護師の訪問	20分未満	314円	303円
	30分未満	471円	451円
	30分以上 1 時間未満	823円	794円
	1 時間以上 1 時間30分未満	1, 128円	1, 090円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士の訪問	20分以上／回	294円	284円

※ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※ リハビリの利用は週6回までの利用となります。

※ 准看護師による訪問の場合は上記金額の9割となります。

※ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の1日2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に 90/100 を乗じた単位数となります。介護予防訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に 50/100 を乗じた単位数となります。

○サービスの加算料金(病状・条件等により加算されます)

加算・減算項目		料金(1割の場合)
初回加算(Ⅰ)(1月につき)		350円
初回加算(Ⅱ)(1月につき)		300円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1回につき)		6円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1回につき)		3円
特別管理加算(Ⅰ)(1月につき)		500円
特別管理加算(Ⅱ)(1月につき)		250円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		600円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		574円
ターミナルケア加算(死亡月) ※介護予防を除く		2, 500円
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (1回につき)	所要時間30分未満の場合	254円
	所要時間30分以上の場合	402円
複数名訪問看護加算(Ⅱ) (1回につき)	所要時間30分未満の場合	201円
	所要時間30分以上の場合	317円
長時間訪問看護加算		300円

加算・減算項目	料金(1割の場合)
退院時共同指導加算	600円
中山間加算地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%を加算
夜間・早朝加算	所定単位数の25%加算
深夜加算	所定単位数の50%加算
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	所定単位数から1回につき8単位を減算
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合	介護予防訪問看護費の減算を算定している場合 所定単位数から1回につき15単位を減算
	介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合 所定単位数から1回につき5単位を減算
専門管理加算	250円
遠隔死亡診断補助加算 ※介護予防を除く	150円
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算
口腔連携強化加算	50円
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の1.8%加算

○その他料金

エンゼルケア(死後処置料)	18,000円
---------------	---------

○加算の説明

※初回加算…過去2ヶ月において訪問看護の提供を受けていない場合で、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して初回の訪問看護開始月に加算します。要支援者への介護予防訪問看護を実施後に要介護状態となり、訪問看護に移行する場合(逆に訪問看護から介護予防訪問看護に移行する場合も同様)に加算します。

(Ⅰ)…病院、診療所等から退院日に看護師が指定訪問看護を行った場合

(Ⅱ)…病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合

※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)…研修等を実施しており、かつ7年以上の勤続年数のある職員が30%以上配置されている場合に加算します。

※サービス提供体制強化加算(Ⅱ)…研修等を実施しており、かつ3年以上の勤続年数のある職員が30%以上配置されている場合に加算します。

※特別管理加算…特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

※緊急時訪問看護加算…計画的に訪問することとなっていない緊急訪問を必要に応じて行う体制にある場合に算定します。

(Ⅰ)…①利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合には常時対応できる体制であること。

②緊急訪問時における看護業務の負担の軽減に十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。

(Ⅱ)…緊急時訪問看護加算(Ⅰ)の①に該当するものであること。

※ターミナルケア加算…ターミナルケアを行った場合に死亡月に加算します。

※複数名訪問看護加算…同時に複数の看護師等により訪問看護を行った場合に加算します。

(Ⅰ)…同時に2人の看護師が訪問看護を行った場合。

(Ⅱ)…同時に看護師等と看護補助が訪問看護を行った場合。

※長時間訪問看護加算…1時間30分以上の訪問看護を行った場合に加算します。

※退院時共同指導加算…病院・老健に入院・入所中の方が退院・退所の際に、訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った場合、初回の訪問看護実施時に加算します。

※中山間加算…厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して通常の実施地域を超えて、訪問看護を行った場合に加算します。

※夜間早朝加算…午前6時～午前8時、又は午後6時～午後10時の時間帯に訪問看護を行った場合に加算します。

※深夜加算…午後10時～午前6時の時間帯に訪問看護を行った場合に加算します。

※専門管理加算…専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことを評価する加算です。

※遠隔死亡診断補助加算…ターミナルケア加算を算定し、看護師が情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った時に加算します。

※業務継続計画未実施減算…感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合に基本報酬を減算します。

※高齢者虐待防止措置未実施減算…虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算します。

※口腔連携強化加算…口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した時に加算します。

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合…前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合か緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合に該当した時に減算します。

※介護職員等処遇改善加算…介護職員等の賃金の改善等を実施している事業所が、利用者に対しサービスを行った場合に加算します。

(2) 医療保険利用料金(病状等の変化により特別訪問看護指示書が発行された場合に対象となります)

訪問看護管理療養費	料 金 (下記料金の1～3割の額)
訪問看護基本療養費(Ⅰ) 1日につき イ 保健師、助産師、又は看護師による場合(ハを除く) (1) 週3日目まで 5,550円 (2) 週4日目以降 6,550円 ロ 准看護師による場合 (1) 週3日目まで 5,050円 (2) 週4日目以降 6,050円 ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合(月1回を限度) 12,850円 ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合 5,550円	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 【同一建物居住者】 1日につき イ 保健師、助産師、又は看護師による場合(ハを除く) (1) 同一日に2人 ① 週3日目まで 5,550円 ② 週4日目以降 6,550円 (2) 同一日に3人以上9人以下 ① 週3日目まで 2,780円 ② 週4日目以降 3,280円 (3) 同一日に10人以上19人以下 ① 月20日目まで 2,760円 ② 月21日目以降 2,660円 (4) 同一日に20人以上49人以下 ① 月20日目まで 2,710円 ② 月21日目以降 2,610円 (5) 同一日に50人以上 ① 月20日目まで 2,610円 ② 月21日目以降 2,510円 ロ 准看護師による場合 (1) 同一日に2人 ① 週3日目まで 5,050円	

② 週4日目以降	6,050円
(2) 同一日に3人以上9人以下	
① 週3日目まで	2,530円
② 週4日目以降	3,030円
(3) 同一日に10人以上19人以下	
① 月20日目まで	2,520円
② 月21日目以降	2,420円
(4) 同一日に20人以上49人以下	
① 月20日目まで	2,470円
② 月21日目以降	2,370円
(5) 同一日に50人以上	
① 月20日目まで	2,370円
② 月21日目以降	2,270円
ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合(月1回を限度)	12,850円
ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	
(1) 同一日に2人	5,050円
(2) 同一日に3人以上9人以下	2,780円
(3) 同一日に10人以上19人以下	
① 月20日目まで	2,760円
② 月21日目以降	2,660円
(4) 同一日に20人以上49人以下	
① 月20日目まで	2,710円
② 月21日目以降	2,610円
(5) 同一日に50人以上	
① 月20日目まで	2,470円
② 月21日目以降	2,370円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)【試験外泊】 入院中 1 回	8,500円
難病等複数回訪問加算	
1日につき	
イ 1日に2回の場合	
(1) 同一建物内1人又は2人	4,500円
(2) 同一建物内3人以上9人以下	4,000円
(3) 同一建物内10人以上19人以下	3,700円
(4) 同一建物内20人以上49人以下	3,500円
(5) 同一建物内50人以上	3,300円

ロ 1日に3回以上の場合 (1) 同一建物内1人又は2人 (2) 同一建物内3人以上9人以下 ① 20日目まで ② 21日目以降 (3) 同一建物内10人以上19人以下 ① 20日目まで ② 21日目以降 (4) 同一建物内20人以上49人以下 ① 20日目まで ② 21日目以降 (5) 同一建物内50人以上 ① 20日目まで ② 21日目以降	8,000 円 7,200円 6,900円 6,300円 5,200円 4,800円 3,500円 4,100円 3,000円
特別地域訪問看護加算	所定額に50%を加算
緊急訪問看護加算 1日につき イ 月14日目まで ロ 月15日目以降	2,650円 2,000円
長時間訪問看護加算 週1日を限度 ※15歳未満の超重症児又は準超重症児若しくは15歳未満の小児であって、 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者の場合は週3日を限度	5,200円
乳幼児加算(6歳未満) 1日につき 下記以外の場合 別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,400円 1,800円
複数名訪問看護加算 イ又はロの場合、週1日を限度 ハの場合、週3日を限度 イ 他の看護師等と行う場合 (1) 同一建物内1人又は2人 (2) 同一建物内3人以上9人以下 (3) 同一建物内10人以上19人以下 (4) 同一建物内20人以上49人以下 (5) 同一建物内 50 人以上 ロ 他の准看護師と行う場合 (1) 同一建物内1人又は2人 (2) 同一建物内3人以上9人以下 (3) 同一建物内10人以上19人以下	4,500円 4,000円 3,400円 3,000円 2,700 円 3,800円 3,400円 2,800円

(4) 同一建物内20人以上49人以下	2,500円
(5) 同一建物内 50 人以上	2,200円
ハ 看護補助者を行う場合 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)	
(1) 同一建物内1人又は2人	3,000円
(2) 同一建物内3人以上9人以下	2,700円
(3) 同一建物内10人以上19人以下	2,100円
(4) 同一建物内20人以上49人以下	1,900円
(5) 同一建物内 50 人以上	1,600円
二 看護補助者を行う場合 (別に厚生労働大臣が定める場合に限る。)	
(1) 1日に1回の場合	
① 同一建物内1人又は2人	3,000円
② 同一建物内3人以上9人以下	2,700円
③ 同一建物内10人以上19人以下	2,100円
④ 同一建物内20人以上49人以下	1,900円
⑤ 同一建物内50人以上	1,600円
(2) 1日に2回の場合	
① 同一建物内1人又は2人	6,000円
② 同一建物内3人以上9人以下	5,400円
③ 同一建物内10人以上19人以下	3,800円
④ 同一建物内20人以上49人以下	3,450円
⑤ 同一建物内50人以上	3,300円
(3) 1日に3回以上の場合	
① 同一建物内1人又は2人	10,000円
② 同一建物内3人以上9人以下	9,000円
③ 同一建物内10人以上19人以下	5,500円
④ 同一建物内20人以上49人以下	4,800円
⑤ 同一建物内50人以上	4,500円
夜間・早朝訪問看護加算	
1日につき	
夜間:午後6時から午後10時まで	
早朝:午前6時から午前8時まで	
イ 同一建物内2人	2,100円
ロ 同一建物内3人以上9人以下	
① 月15日目まで	2,100円
② 月16日目以降	1,900円
ハ 同一建物内10人以上19人以下	
① 月15日目まで	1,800円
② 月16日目以降	1,300円
二 同一建物内20人以上49人以下	
① 月15日目まで	1,200円
② 月16日目以降	950円

② 週4日目以降30分以上	6,550円
④ 週4日目以降30分未満	5,100円
(2) 同一日に3人以上9人以下	
① 週3日目まで 30分以上	2,780円
② 週3日目まで 30分未満	2,130円
③ 週4日目以降30分以上	3,280円
④ 週4日目以降30分未満	2,550円
(3) 同一日に10人以上19人以下	
① 月20日目まで 30分以上	2,760円
② 月20日目まで 30分未満	2,110円
③ 月21日目以降 30分以上	2,660円
④ 月21日目以降 30分未満	2,010円
(4) 同一日に20人以上49人以下	
① 月20日目まで 30分以上	2,710円
② 月20日目まで 30分未満	2,070円
③ 月21日目以降 30分以上	2,610円
④ 月21日目以降 30分未満	1,970円
(5) 同一日に50人以上	
① 月20日目まで 30分以上	2,610円
② 月20日目まで 30分未満	1,990円
③ 月21日目以降 30分以上	2,510円
④ 月21日目以降 30分未満	1,890円
ロ 准看護師による場合	
(1) 同一日に2人	
① 週3日目まで 30分以上	5,050円
② 週3日目まで 30分未満	3,870円
② 週4日目以降30分以上	6,050円
④ 週4日目以降30分未満	4,720円
(2) 同一日に3人以上9人以下	
① 週3日目まで 30分以上	2,530円
② 週3日目まで 30分未満	1,940円
③ 週4日目以降30分以上	3,030円
④ 週4日目以降30分未満	2,360円
(3) 同一日に10人以上19人以下	
① 月20日目まで 30分以上	2,520円
② 月20日目まで 30分未満	1,930円
③ 月21日目以降 30分以上	2,420円
④ 月21日目以降 30分未満	1,830円
(4) 同一日に20人以上49人以下	
① 月20日目まで 30分以上	2,470円
② 月20日目まで 30分未満	1,890円
③ 月21日目以降 30分以上	2,370円
④ 月21日目以降 30分未満	1,790円

(5) 同一日に50人以上	
① 月20日目まで 30分以上	2,370円
② 月20日目まで 30分未満	1,810円
③ 月21日目以降 30分以上	2,270円
④ 月21日目以降 30分未満	1,710 円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)【試験外泊】 1回につき	8,500 円
特別地域訪問看護加算	所定額に 50%を加算
精神科緊急訪問看護加算 1日につき	
イ 月14日目まで	2,650円
ロ 月15日目以降	2,000 円
長時間精神科訪問看護加算 週1日を限度 ※15歳未満の超重症児又は準超重症児若しくは15歳未満の小児であって、 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者の場合は週3日を限度	5,200 円
複数名精神訪問看護加算 イ又はロの場合、週1日を限度 ハの場合、週3日を限度 イ 他の看護師等と行う場合 (1) 1日に1回の場合 ① 同一建物内1人又は2人 ② 同一建物内3人以上9人以下 ③ 同一建物内10人以上19人以下 ④ 同一建物内20人以上49人以下 ⑤ 同一建物内50人以上 (2) 1日に2回の場合 ① 同一建物内1人又は2人 ② 同一建物内3人以上9人以下 ③ 同一建物内10人以上19人以下 ④ 同一建物内20人以上49人以下 ⑤ 同一建物内50人以上 (3) 1日に3回以上の場合 ① 同一建物内1人又は2人 ② 同一建物内3人以上9人以下 ③ 同一建物内10人以上19人以下 ④ 同一建物内20人以上49人以下 ⑤ 同一建物内50人以上 ロ 他の准看護師と行う場合 (1) 1日に1回の場合 ① 同一建物内1人又は2人 ② 同一建物内3人以上9人以下 ③ 同一建物内10人以上19人以下	4,500円 4,000円 3,400円 3,000円 2,700円 9,000円 8,100円 6,880円 6,070円 5,460円 14,500円 13,000円 11,050円 9,750円 8,770円 3,800円 3,400円 2,800円

④ 同一建物内20人以上49人以下	2,500円
⑤ 同一建物内50人以上	2,200円
(2) 1日に2回の場合	
① 同一建物内1人又は2人	7,600円
② 同一建物内3人以上9人以下	6,800円
③ 同一建物内10人以上19人以下	5,600円
④ 同一建物内20人以上49人以下	5,000円
⑤ 同一建物内50人以上	4,400円
(3) 1日に3回以上の場合	
① 同一建物内1人又は2人	12,400円
② 同一建物内3人以上9人以下	11,200円
③ 同一建物内10人以上19人以下	9,220円
④ 同一建物内20人以上49人以下	8,230円
⑤ 同一建物内50人以上	7,240円
ハ 看護補助者を行う場合 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)	
(1) 同一建物内1人又は2人	3,000円
(2) 同一建物内3人以上9人以下	2,700円
(3) 同一建物内10人以上19人以下	2,100円
(4) 同一建物内20人以上49人以下	1,900円
(5) 同一建物内50人以上	1,600円
夜間・早朝訪問看護加算 1日につき 夜間:午後6時から午後10時まで 早朝:午前6時から午前8時まで	
イ 同一建物内1人又は2人	2,100円
ロ 同一建物内3人以上9人以下	
① 月15日目まで	2,100円
② 月16日目以降	1,900円
ハ 同一建物内10人以上19人以下	
① 月15日目まで	1,800円
② 月16日目以降	1,300円
ニ 同一建物内20人以上49人以下	
① 月15日目まで	1,200円
② 月16日目以降	950円
ホ 同一建物内50人以上	
① 月15日目まで	1,000円
② 月16日目以降	800円
深夜訪問看護加算 1日につき 深夜:午後10時から午前6時まで	
イ 同一建物内1人又は2人	4,200円
ロ 同一建物内3人以上9人以下	

① 月15日目まで	4,200円
② 月16日目以降	4,000円
ハ 同一建物内10人以上19人以下	
① 月15日目まで	3,900円
② 月16日目以降	2,300円
ニ 同一建物内20人以上49人以下	
① 月15日目まで	2,100円
② 月16日目以降	1,500円
ホ 同一建物内50人以上	
① 月15日目まで	1,800円
② 月16日目以降	1,300円
精神科複数回訪問加算	
1日につき	
イ 1日に2回の場合	
(1) 同一建物内1人又は2人	4,500円
(2) 同一建物内3人以上9人以下	4,000円
(3) 同一建物内10人以上19人以下	3,700円
(4) 同一建物内20人以上49人以下	3,500円
(5) 同一建物内50人以上	3,300円
ロ 1日に3回以上の場合	
(1) 同一建物内1人又は2人	8,000円
(2) 同一建物内3人以上9人以下	
① 20日目まで	7,200円
② 21日目以降まで	6,900円
(3) 同一建物内10人以上19人以下	
① 20日目まで	6,300円
② 21日目以降まで	5,200円
(4) 同一建物内20人以上49人以下	
① 20日目まで	4,800円
② 21日目以降まで	3,500円
(5) 同一建物内50人以上	
① 20日目まで	4,100円
② 21日目以降まで	3,000円

訪問看護管理療養費	料 金 (下記料金の1～3割の額)
訪問看護管理療養費	
1 月の初日の訪問の場合	
イ 機能強化型訪問看護管理療養費1	13,760円
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2	10,460円
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3	9,030円
ニ 機能強化型訪問看護管理療養費4	9,030円
ホ イからニまで以外の場合	7,710円
2 月の2日目以降の訪問の場合 (1日につき)	
イ 単一建物居住者が20人未満	3,010円
ロ 単一建物居住者が20人以上49人未満	
(1) 1月当たりの訪問日数が15日以下	2,510円
(2) 1月当たりの訪問日数が16日以上24日以下	2,310円
(3) 1月当たりの訪問日数が25日以上	2,210円
ハ 単一建物居住者が50人以上	
(1) 1月当たりの訪問日数が15日以下	2,410円
(2) 1月当たりの訪問日数が16日以上24日以下	2,210円
(3) 1月当たりの訪問日数が 25 日以上	2,010円
24時間対応体制加算 いずれか月1回を限度	
イ 24時間対応体制における看護業務負担軽減の取組を行っている場合	6,800円
ロ イ以外の場合	6,520円
特別管理加算 月1回を限度	2,500円
重症度等の高いもの(月 1 回を限度)	5,000円
退院時共同指導加算 当該退院又は退所につき1回を限度。 ※別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については2回を限度	8,000円
特別管理指導加算 月 1 回を限度	2,000円
退院支援指導加算 ※退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われた際に算定。ただし、退院 日以降の初回の訪問看護が行われる前に患者が死亡した場合に限り、死 亡日に算定可能。 ※長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	6,000円 8,400円
在宅患者連携指導加算 月 1 回を限度	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 月 2 回を限度	2,000円
精神科重症患者支援管理連携加算 イ 精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者に定期的な指定	8,400円

訪問看護を行う場合 □ 精神科在宅患者支援管理料2の口を算定する利用者に定期的な指定 訪問看護を行う場合 いずれか月 1 回を限度	5,800円
看護・介護職員連携強化加算 月 1 回を限度	2,500円
専門管理加算 1月につき イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門 の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 □ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円 2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算 月 1 回を限度	50円

その他の訪問看護療養費	料 金 (下記料金の1～3割の額)
訪問看護医療情報連携加算 1 月につき	1,000円
訪問看護情報提供療養費1 月 1 回を限度	1,500円
訪問看護情報提供療養費2 各年度 1 回を限度	1,500円
訪問看護情報提供療養費3 月 1 回を限度	1,500円
包括型訪問看護療養費 1日につき 1 単一建物居住者が20人未満 イ 訪問看護時間が30分以上60分未満 □ 訪問看護時間が60分以上90分未満 ハ 訪問看護時間が90分以上 ニ 訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働省が定める場合 2 単一建物居住者が20人以上50人未満 イ 訪問看護時間が30分以上60分未満 □ 訪問看護時間が60分以上90分未満 ハ 訪問看護時間が90分以上 ニ 訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働省が定める場合 3 単一建物居住者が50人以上 イ 訪問看護時間が30分以上60分未満 □ 訪問看護時間が60分以上90分未満 ハ 訪問看護時間が90分以上 ニ 訪問看護時間が90分以上で別に厚生労働省が定める場合	7,010円 11,010円 14,010円 15,510円 6,310円 9,910円 13,730円 15,200円 5,960円 9,360円 13,450円 14,890円
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円

遠隔死亡診断補助加算 1 回につき	1,500円
遠隔診療補助料 月 1 回を限度	2,650円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) 月 1 回を限度	1,050円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) 月1回を限度	30円
イ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1	60円
ロ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)2	90円
ハ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)3	120円
ニ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)4	150円
ホ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)5	180円
ヘ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)6	210円
ト 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)7	240円
チ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)8	270円
リ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)9	300円
ヌ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10	330円
ル 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11	360円
ヲ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)12	390円
ワ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)13	420円
カ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14	450円
コ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)15	480円
ク 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16	510円
ケ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)17	540円
ソ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18	
※別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションにおいて、継続して賃上げに係る取組を実施している場合	
イ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1	40円
ロ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)2	80円
ハ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)3	120円
ニ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)4	160円
ホ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)5	200円
ヘ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)6	240円
ト 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)7	280円
チ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)8	320円
リ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)9	360円
ヌ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10	400円
ル 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11	480円
ヲ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)12	560円
ワ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)13	640円
カ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14	720円
コ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)15	800円

タ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16	880円
レ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)17	960円
ソ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18	1,040円
訪問看護物価対応料1 1日につき イ 月の初日の訪問の場合 ロ 月の2日目以降の場合	60円 20円
訪問看護物価対応料2 1日につき	20円

※ベースアップ評価料(Ⅰ)…賃金の改善を図る体制にあり、継続して賃上げに係る取組を実施した場合、所定額に代えて1,830円を算定します。令和9年6月以降においては、所定額に代えて2,880円を算定します。

その他料金	料 金
エンゼルケア(死後処置料)	18,000円
医療材料費(ガーゼ・手袋・オムツ等)	実 費

6 利用料金支払方法

毎月のご利用料金のお支払いは、口座振替または現金払いからお選びいただけます。

口座振替 月末に集計し翌月10日過ぎに請求書をお持ちします。ご指定いただいた金融機関の口座より25日に振替させていただきます。なお振替日が土日祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。振替確認後、領収書を発行致します。

現金払い 月末に集計し翌月10日過ぎに担当者が請求書をお持ちします。集金後、領収書を発行致します。

7 虐待防止について

当事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、以下に掲げる措置に講ずることとします。

- ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に十分に周知します。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

当事業者は、サービス提供中に職員又は養護者(利用者の家族等、利用者に現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを松山市に通報します。

8 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

連絡先 TEL089-923-8138 FAX089-923-8150

担当者 濱田 寛

受付時間 営業日、営業時間内

※下記の行政窓口でも相談ができます。

愛媛県国民健康保険団体連合会	TEL 089-968-8700 平日8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く)
松山市役所指導監査課	TEL 089-948-6968 平日8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く)
今治市役所健康福祉部福祉事務所高齢介護課	TEL 0898-36-1526 平日8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く)
伊予市役所市民福祉部長寿介護課	TEL 089-982-1117 8時30分～17時15分(祝日・休日・12月29日～ 1月3日を除く月曜から金曜)
東温市役所市民福祉部長寿介護課	TEL 089-964-4408 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除 く月曜から金曜)
松前町役場保険課	TEL 089-985-4115 平日8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く)
砥部町役場介護福祉課介護保険係	TEL 089-962-7255 平日8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く)
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	TEL 089-998-3477 平日9時～12時、13時～16時30分(土日・祝日・ 振替休日・年末年始12月29日～1月3日を除く)

9 非常災害対策

事業所は非常事態に備えて別紙に定める業務継続計画に沿って、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとします。又、当該計画を事業所の見やすい場所に掲示しています。

10 第三者評価の実施状況

実施しておりません。

11 その他

- ・重要事項説明書の内容を十分ご理解の上、契約締結後にサービスが開始となります。
- ・サービス当日の健康状態によりサービスの変更または中止する場合があります。
- ・職員への季節の贈り物やお祝い等、金品のお心遣いはご遠慮しております予めご了承ください。
- ・訪問看護サービスのキャンセルにつきましては利用予定日の前日(休日を除く)までにご連絡ください。

※キャンセル料は発生いたしません。